

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

世羅町長 奥田正和

市町村名 (市町村コード)	世羅町 (462)
地域名 (地域内農業集落名)	小国地区 (二反田,祇園,福原,大坪,次郎丸,柏床,胡町,本町,西町,宮下,中島,狩山,鳴戸,天満,岩屋谷,冠,見田,潮音地,竹之迫,黒羽田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落法人が水稻を中心に営農しつつ、他の認定農業者(法人・個人)と連携して集落を守っている。それ以外の農業者は、現在の地域で農地を守りながら、有害鳥獣対策を行い、農地が荒廃するのを防いでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心となる経営体においては水稻を主体として野菜、麦等の栽培を行い、離農する農家の農地を集積することによる効率的な作付け計画を立て、省力化、低コスト化の生産を目指す。また、不耕作地等における圃場整備を地元農家と契約し、集落法人への農地の集積化を促進し、水稻栽培及び麦、大豆等の栽培に取り組む。高付加価値化については、質の高い安心安全な農作物の生産、低コスト化の推進を進め、魅力ある”ものづくり”を永続的な課題として取り組みを進める。今後も消費者のニーズの把握とそれに対応した高い栽培技術を利用した高付加価値化を行うなど、競争力の強化を目指した取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	249 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	214 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の集落法人や認定農業者への集積を進めるとともに、新規就農者への新たな貸付や経営移譲も農地の所有者の意向を踏まえて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もあるが、所有者の意向を踏まえた上で、中間管理機構を活用して地域の既存法人や認定農業者、新規就農者等の新たな担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払や中山間地域直接支払等の交付金事業を活用しながら、農道、水路等の補修や管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や世羅町担い手協議会と連携し、新規就農に向けた研修生の受け入れを行うとともに、農地はもちろんビニールハウス等農業用施設の継承についてもあらかじめその可能性を検討し、新規就農者の積極的な受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内の農作業委託については、必要に応じて農業支援サービス事業体へ農作業委託を行い、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、町補助金等を活用し侵入防止柵の設置を行う。
- ②農薬・化学肥料当地比5割減を目指し、また無農薬・有機肥料による水稻栽培の高付加価値の取組を推進し、コスト削減の取り組みも検討する。
- ③農研機構等の支援を受け、リモコン草刈機を活用した畦畔省力化に取り組む。
- ⑦守るべき農地については保全・管理を行うが、条件不利地で今後の営農が困難である場合は地域合意の元、計画的な非農地化も検討する。